

通報及び相談に関する規則

- 1条 この規則は、一般社団法人日本ボクシング連盟（以下日本連盟という）がスポーツの場における暴力行為を含むパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他の組織的又は個人的な違法又は不当な行為等（単に不当行為等という）の早期発見と是正、再発防止に努めることを目的とする。

- 2条 日本連盟は、不当行為等の通報又は相談を受け付けるため、東京事務局に通報相談窓口（以下相談窓口という）を設置する。

- 3条 相談窓口の利用方法は電話、FAX、電子メール、書面とし、日本連盟は相談窓口の連絡先をホームページ等に掲載する。
 2. 相談窓口は、利用者の秘密保持に配慮の上、利用者の氏名、連絡先、通報相談内容を把握する。
 3. 利用者は、利用者の氏名、連絡先を明示し、不当行為等の行為者の氏名及び行為の事実及びその事実が確実に存すると信じるに足りる根拠を示して通報ないし相談しなければならない。
 4. 日本連盟は利用者の連絡先が確保できない等の理由により本規則に定める事実関係の調査等に支障をきたす場合は相談に対応せず、又は調査に着手しないことができる。

- 4条 相談窓口の利用者は、日本連盟の会員又は登録選手若しくはその親権者とする。

- 5条 相談内容は、日本連盟の登録会員、職員若しくは登録選手又は加盟団体の役員若しくは職員等について不当行為等が存在し、又は存在すると合理的に信用できる場合を対象とするものとし、個人的利益、私

怨、誹謗又は中傷等を目的とする通報又は相談は受け付けないものとする。

6条 相談窓口に通報又は相談された案件は、会長及び資格審査委員会において内容を調査検討の上、不当行為等が明らかとなった場合は、会長はこれに対し、処分その他しかるべき対応措置をとる。

2. 会長及び資格審査委員会は必要に応じて相談者に対し、相談について調査、検討した結果又は対応措置について報告するものとする。

7条 日本連盟は相談事案についての調査ないし検討、対応措置において相談者の氏名その他相談者を特定される情報を他に漏らしてはならない。

但し、相談者が氏名開示を承諾した場合はこの限りでない。

また、相談者の氏名を開示しないままでは調査検討又は処分若しくは対応措置をとることができない場合には、日本連盟はその旨を相談者に伝え、それでも相談者が氏名開示を賛同しない場合は、日本連盟は当該相談事案について調査検討又は処分若しくは対応措置等をとらないことができる。

8条 日本連盟は、通報又は相談者に対し不利益となる取扱いや嫌がらせ等を行った者又は団体がいた場合は、この者又は団体に対し相当な処分を課すことができるものとする。

9条 この規則の改正又は廃止は理事会の議決による。

附則 この規則は平成28年5月29日から施行する。